

# ひとり親の放置（ネグレクト）による 虐待死の研究

安 部 計 彦

A Study of Abused Death by Single-Parent's Abandonment

Kazuhiko Abe

## 1 はじめに

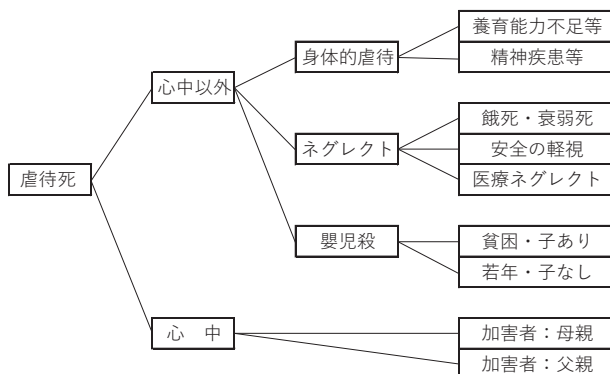
2020（令和2）年7月、東京都大田区で3歳の子どもの自宅に放置したまま8日間留守にして子どもが餓死した件で母親が逮捕された。このニュースはマスコミで大きく報道され、母親への非難の声が多く寄せられた。

このように子どもが長期間放置され食事が与えられないままに死亡する事件は日常的に起こっているわけではないが、過去にも同様な事件がいくつかあり、今回が初めてではない。例えば2010（平成22）年に大阪で起こった3歳と1歳の二児置き去り死事件がすぐに連想される。個々の事件は大きく報道され、放置した保護者には非難が殺到しているながら、なぜ繰り返されるのか。年齢の小さな子どもに食事を十分に与えないまま長期間放置すれば、当然子どもは死亡することが容易に想像できるのに、なぜ、そのような行動をするのか。

長年ネグレクトについて研究している者として、これらの疑問についてここで検討したい。

## 2 検討の視点

元京都府の児童相談所職員で現在は子どもの虹情報研修センター長であり、国やさまざまな都道府県の虐待死の検証に携わった川崎二三彦は著書の中で虐待死を（図1）のように独自に分類した。



(図1) 虐待死の区分仮説 (川崎 2019, 43)

川崎は虐待死を社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告書（以下「国の検証報告書」とする）の分類に従い、まず虐待死を心中と心中以外（一般に言われている「子ども虐待」）に分け、次に心中以外を身体的虐待、ネグレクト、嬰兒殺の3つに分けて、それぞれの特徴について考察している。このうちネグレクトを、①餓死・衰弱死、②安全の軽視、③医療ネグレクトにわけたが、これをさらに餓死・衰弱死を、(ア) 貧困による衰弱死、(イ) シングル親の放置による餓死、(ウ) 複数の親の衰弱死、の3つに分けている。

(ア) の「貧困による衰弱死」は、貧困のために食料を買うこともできなくなる中で、親も子も衰弱して死に至る状態（川崎 2019, 93-95）である。一方 (ウ) の「複数親の衰弱死」は、一緒に生活しながら家族から特定の子どもの分離され、他のきょうだいには衰弱もなく、子どもの状態の悪化を親が「見て見ぬふり」を続けた結果、子どもが死に至る状態（川崎 2019, 95-102）である。

これに対して「シングル親の放置による餓死」では、親の放置により長期間、子どもだけで家におり、食べる物がないなどの理由で子どもが死亡するパターンである。

### 3 目的

本稿ではこの川崎分類のうち「シングル親の放置による餓死」に焦点を当て、

その内容を精査し、共通点と課題について検討し、再発予防に向けて提言することを目的とする。

## 4 方法

まず先行研究を確認すると、CiNiiで「放置 餓死」を検索しても結果は週刊誌の記事が1件のみであり、「ネグレクト 餓死」でも虐待と性役割の関連を検討した桂田（2019）の学術研究1本と週刊誌の記事1本で、この分野の学術研究はほとんどなされていない。

そのため同種の事件の共通性を探るため、過去の類似事件について子どもの虹情報研修センターで収集・公開されている地方公共団体の虐待死の検証報告書のうち、2010年以降に検証された事例をすべて検索し、条件に該当する事例を確認した。

事例検索の条件は、①殺害時以前の一定期間養育者が「ひとりで養育」し、②死亡の原因について「放置」が主な要因となった飢餓や熱中症による「死亡」という2つの要素が揃っている事例である。

なお検証報告書に出ていない家族状況や事件の経過、また検証報告書が出ていない最近の事例については新聞記事等も参考にした。

## 5 結果

抽出した事例の概要は以下の通りである。なお順番は事件発生時期とする。小見出しは、事件発生年、被害児童の年齢と性別、加害者、発生都道府県を示している。

### （1）事例紹介

#### 1) 事例1：2006年ごろ5歳男児：父親（発覚2014年：神奈川県）

2001年両親が同居直後に本児出生。多額の借金の生活苦で夫婦のけんかが絶えなかった。しかし予防接種8回、4か月・9か月・1歳6か月健診は受診。2004年本児3歳の時に午前4時半に路上にいる本児を警察が保護し迷子として児童相談所が一時保護するが、母親がすぐに引き取った。その日に母親が家

を出た後、料金未納で電気、ガス、水道、が止まる。父親（本児死亡時 29 歳）は夜勤トラックの運転手で、保育所にも預けず夜間に子どもだけ残して、部屋をガムテープで外に出られないように止め、コンビニでの食材を与えて出勤していた。

2005 年頃から女性と交際を始め、当初は週 5 日程度の帰宅が 2 か月で週 1～2 日に。本児はあばら骨が浮き出るようにやせ細った。最後には本児は自分の力でパンの袋を開けられない状態になっていたが「怖くなり、1 時間もたたないうちに家を出た」。約 1 週間後に帰宅した時には本児は冷たくなっていたが、その後は 1 度もアパートに戻らず、遺体が発見されるまで 7 年以上かかった。室内は弁当の空き箱やビニール袋に入ったおむつなどが膝上の高さまで積みあがり、部屋には 2 トンのゴミがあった。（神奈川新聞（2014）及び神奈川県（2014）、川崎（2019, 84-93）を筆者が要約）。

## 2) 事例 2：2010 年 3 歳女児、1 歳男児：母親（大阪府）

祖父母は母親（本児ら死亡当時 23 歳）が 6 歳の時に祖母の浮気により別居したが、祖母と暮らしている間、祖母は週に数回、子ども達を置いて外泊をしていた。その後の離婚で祖父が母親らを引き取り、以後は父子家庭で育つ。母親はアルバイト先で知り合った夫との子の妊娠が発覚して大学生の夫と結婚し、しばらくは夫の実家で生活。その後夫の実家に近いアパートに住み、20 歳で第 1 子女児を出産した。出産前の保健センターの教室や子育てサークルにも参加。第 2 子出産時は第 1 子を保育所に入所させている。

しかし長女 2 歳、長男 7 か月で離婚し、養育費の約束もないまま祖母宅に一時居住したが、児童扶養手当の申請も中断して名古屋で風俗に就職。当初は子どもの様子を元夫や祖父に写メールで送信していたが、長女がマンション通路で泣いている通報を受けた警察が保護し、児童相談所に通報した。子ども達が母不在の時に水を汲みだし下の階まで浸水したことをきっかけに大阪の曾祖母（母親の祖母）のところに転居。

数日で風俗に就職し店の借上げマンションに居住。店が紹介した託児所は 1 度しか利用せず、深夜の仕事時は部屋の戸口をガムテープでふさぎ、コンビ

ニの食料を与えていた。当初は断っていたホストクラブに2か月後からは通い始め、次第に帰りが朝になり、数日帰らなくなることが増えていった。その頃には子どもの姿はなく自分だけが映った写真を友人等にメールしている。最後には子どもを部屋に残したまま2か月近くマンションに帰らなかった。事件後部屋からは段ボール10箱分のゴミが押収された。（大阪市2010、杉山2013、川崎2019を筆者が要約）

### 3) 事例3：2013年3歳女兒：母親（群馬県）

母親（本児死亡時37歳：外国籍：死亡時は国外に出国）は1994（平成6）年頃から断続的に来日し、1997（平成9）年頃から群馬県内で就労し、異父姉の妊娠を機に婚姻した。2001（平成12）年に夫と離婚した後は異父姉（本児死亡時14歳）との2人暮らし。2009（平成21）年に本児を出産したが実父との婚姻・同居はなく、本児生後5月に転居したA市では、母親が子ども2人を置いて夜の仕事に出かけていることで町に通報があり、行政がかかわっていた。

2009（平成21）年末に本児を知人に預け、異父姉を自宅に残したまま母親は一時帰国したが約束の日に帰国せず、結局、本児は乳児院、異父姉は児童養護施設に措置された。母親は2011（平成23）年5月に来日し、異父姉は11月に、本児は翌2012（平成24）年4月に家庭復帰した。

家庭復帰の際には保育園に措置されたが1月ほどで登園しなくなり、「知人に預ける」と7月には退所。母親に連絡がつかなかったり本児に会えない状態が続いたが、8月と11月には本児に会えている。10月には本児を知人に預け、異父姉を連れて一時帰国。

2013（平成25）年2月に本児を知人に、異父姉を一人残して帰国したが予定日にも戻ってこなかった。実は本児は異父姉が養育しており、「衰弱している」との異父姉からの119番通報で本児の死亡が発見された（群馬県（2014）を筆者が要約）

## 4) 事例4：2013年1歳女児：母親（埼玉県）

母親（本児死亡時22歳：アルバイト）は未婚で生んだ本児と二人所帯でA区在住中は生活保護を受け、乳児検診も受け、保育園にも通い、本児の発育は順調であった。しかし生活保護のケースワーカーが訪問しても不在が多く、保育園も欠席が多かった。その後、B区に行政に連絡しないままの転居に伴いA区で廃止となった生活保護はB区では申請せず保育所にも通っていなかった。母親が「預けている」と言う認可外保育施設の利用もほとんどなかった。

別の市に住む祖母から7月に「母親が子ども置いて外出している可能性が高い」と相談があり、区の支援課や保健センターは児童相談所とも協議したが、祖母が「自分からの相談と言わないでほしい」と言われ、動きが制約される。一度児童相談所が訪問した際に母子に面会できたが、その後は保健センターの訪問や電話連絡がとれなかった。

8月9日に祖母から「母親が仕事に行っている。託児所に預けているか確認し、本児を直ちに保護してほしい」と保健センターに連絡があった。保健センターは児童相談所に連絡するが担当者不在で伝言を頼む。8月11日の午前11時から翌日の午前5時まで本児を自宅アパートのエアコンのない部屋に置き去りにされ、熱中症による脱水症状で死亡した。

母親はC区のカラオケ店に勤務し、当日はその後、飲食店でアルバイトをしていた。（さいたま市（2014）、朝日新聞（2013）を筆者が要約）

## 5) 事例5：2014年5か月男児：母親（宮崎県）

母親（本児死亡時21歳：接客業）は本児出産2か月前に妊娠届提出。その際、未婚で実家が父子家庭で頼れないこと、経済的な不安を抱えていることをアンケートに書いた。生後3か月で予防接種を受けたが、生後4か月ごろの乳児家庭全戸訪問も保健師の訪問でも留守で母親に会えず。そのころから母親は家にいず、同居女性（本児死亡時21歳）が本児と兄（本児死亡時2歳）の面倒を見ていた。しかし同居女性も十分な哺乳を与えずに自宅に置き去りにし、本児が餓死。自宅に本児を放置することが日常的であった（宮崎県（2015）、西日本新聞（2015）を筆者が要約）。

## 6) 事例6：2018年1歳男児：父親（岩手県）

母親（本児死亡時20歳：家出中）と父親（本児死亡時24歳：会社員）は本児出産2か月前に婚姻し、母親は里帰り出産。生後2か月で親子3人の生活が始まり生後3か月より母親就労のため認可外保育園を利用。1か月、4か月、7か月、10か月、1歳健診は受診。1歳2月ごろから母親は家事・育児をしなくなり本児と父親は父方実家で食事や入浴。家はゴミ屋敷状態になる。1歳6月健診未受診、そのころ母親が家を出る。1歳8月の時、県の認可外保育園監査に立ち会った市の職員に「家での様子を確認してほしい」と依頼があり、家庭訪問や電話をするが連絡が困難。しかし本児は、ほぼ毎日認可外保育園に通っていたので、市は「何かあれば連絡を」と園に依頼。死亡約20日前に父方実家とけんかをし、以後実家には本児を連れて行かなくなる。死亡10日前より認可外保育園に連れて行かなくなるも、園から市への連絡はなかった。以後、父親はパンやおにぎりを少し与えただけで本児を家に残して仕事や女性と遊び、死亡2日前はせんべい菓子1～2枚、死亡前日はお茶だけ、死亡当日は何も与えないまま家を出ていき、帰宅後に死亡している本児を発見した。（岩手県（2019）を筆者が要約）

## 7) 事例7：2019年2歳女児：母親（宮城県）

母親（本児死亡時26歳）は未婚で本児を出産後、翌年には2か所の保育園や実家に預けながら准看護学校に入学。その後「学費がいっぱい稼げる」とキャバクラに勤務。翌年5月には退学し、7月ごろから本児を一人で自宅に残して外出するようになり、10月ごろには保育園に通わせることもなくなった。外出時は居間と台所の間の扉を冷蔵庫でふさぎ、当日は納豆巻き1本とペットボトル1本を置いて外出。キャバクラでの勤務の後、交際相手宅に宿泊し、海鮮丼を食べ、ボーリングをするなど、本児を自宅に放置したまま9日間外出し死亡させた。逮捕時には「子育てに疲れて、一人になりたかった。」と述べている。

公判で祖母は「一緒に寝たり、不器用ながら頑張っていると感じていた」と証言したが、乳幼児健診は受けていなかった。（朝日新聞2019、塔野岡（2020）

を筆者が要約)

8) 事例 8：2020 年 3 歳女兒：母親（東京都）

母親（本児死亡時 24 歳）は両親から虐待され小学生の頃に児童養護施設に入所。高校卒業すぐに上京。本児出産後に結婚し、すぐに離婚。居酒屋で働きながら保育所に預け子育てをしていた。1 歳半ごろまでは SNS に親子の写真をアップしたり遊園地に親子で行っていた。しかし本児 2 歳前後で「お金がない」と保育所を辞め、以後は自宅に本児を置きながら仕事に行っていた。徐々に仕事帰りに友人と飲食をして帰る時間が遅くなり、事件 1 月前にも 3 日間家に放置して沖縄に旅行していた。その頃の SNS には母親ひとりで写っている写真ばかりで、親子の写真はない。室内は菓子パンやペットボトルが散乱し、部屋は外からソファが立てかけられ、子ども一人で外に出れないようになっていた。3 歳児健診も未受診で、保健師が家庭訪問した際には不在で会っていない。8 日間子どもを置いて沖縄に行き、帰宅後に死亡した本児を発見して 50 分後に警察通報した。母親は逮捕後、「放置しても大丈夫だと思った。死ぬとは思わなかった」と述べている。（東京新聞 2020、朝日新聞 2020b、大田区 2020 を筆者が要約）

9) 事例 9：2020 年 3 か月女兒（母親）：東京都

シングル家庭の母親（30 歳）は 16 時間にわたって本児を自宅に放置し、帰宅後に意識がないのを発見して救急搬送され、死亡が確認された。職業はアルバイトと言い、夕方 16 時から出掛けていた。（朝日新聞 2020a を要約）

(2) 事例のまとめ

以上の事例をまとめると（表 1）のようになった。

このうち事例 7 と事例 9 は検証報告書が出ていないため、主に新聞記事等の情報をまとめた。また「？」は情報が無いことを示している。さらに「△」は、市町村や児童相談所に情報があつたり通報が寄せられていたが直接親子に接触することができなかったことを示している。



表1 事例の特性一覧 ? : 不明 △ : 情報はあるが関与なし

No	所在地	発生(発見)年	子の年齢	性別	加害者	年齢	結婚歴	離婚	1度は健康診受診	直近受診	保育所入所歴	当時在籍	ゴミ屋敷	外から閉し込め	以前からの放置	放置期間	放置時の居場所	死因	市町村の関与	見相	発見の経緯
1	神奈川県	2006/2014	5歳	男児	父親	29	○	×(家出)	○	×	×	—	○	○	○	1週間	女性 衰弱	×	×	○	見相が警察に相談
2	大阪	2010	3歳1歳	女児男児	母親	23	○	○	○	×	○	×	○	○	○	約50日	男性、友人 餓死	×	×	△	異臭の通報を受け警察が発見
3	群馬	2013	3歳	女児	母親姉	37	○	○	○	○	○	×	?	?	○	9日	海外 餓死	○	○	○	姉が119番通報
4	埼玉	2013	1歳	女児	母親	22	×	—	○	○	○	×	?	○	○	18時間	仕事 熱中症	○	○	○	母が119番通報
5	宮崎	2014	5か月	男児	母親同居人	21	×	—	×	—	×	—	○	?	○	2週間	? 餓死	×	×	×	同居人が母に連絡し母が119番
6	岩手	2018	1歳	男児	父親	24	○	?(家出)	○	×	○	×	○	?	○	直近2日	女性 餓死	○	×	×	父が119番通報 母が祖母に連絡し祖母が119番
7	宮城	2019	2歳	女児	母親	26	×	—	○	×	○	×	?	○	○	9日	男性 観水産	△	×	×	母が祖母に連絡し祖母が119番
8	東京	2020	3歳	女児	母親	24	○	○	○	×	○	×	○	○	○	8日	男性 餓死	△	×	×	母が発見50分後に119番
9	東京	2020	3か月	女児	母親	30	×	—	?	?	?	?	?	?	○	16時間	仕事? 不明	×	×	×	母が119番通報

## 6 考察

### (1) 件数と発生頻度

11年間に9件の「ひとり親の放置死」を多いとみるか少ないとみるかは判断が分かれるかもしれない。おおむね年1件の「ひとり親の放置死」について、国の検証報告書では心中以外の虐待死がおおむね年間50件前後であることを考えると、虐待死全体の2%にすぎない。

ただ虐待で死亡した事件のすべてについて検証が行われておらず、筆者が検索した地方自治体による検証報告書以外で「ひとり親の放置死」がある可能性もある。

さらに事例9は、16時間の放置により熱中症により子どもが死亡し母親が逮捕されたことが報道されているが、そこに「ネグレクト」とも「虐待死」とも記載されていない。もしかすると以前なら「熱中症による事故死」として処理されていたかもしれない。そうであるなら川崎も指摘しているように、過去の「火事で子どもが死亡。保護者不在」と報じられていた「保護者不在で過ご

す子ども達」(川崎 2019, 105-108) の死亡事例の中には、現在では「ひとり親の放置死」と判断される事例も多く含まれていた可能性は高い。

これらを考えると、虐待死とは計上されていない「ひとり親による放置の結果による子どもの死亡」は多く発生している可能性が疑われる。

## (2) 子どもの年齢の性別

子どもの年齢は5歳が1人いるが3歳児が3人、1歳児3人、0歳児が2人とほとんどが乳幼児である。ただ事例5では同じ状況にあった2歳児の兄は命を取り留めており、年齢の小さい子どもの方が、よりリスクに弱いことがわかる。それでも1週間以上放置した事例が4つあり、成人でも生命が脅かされる危険な状況に自分で食事を確保できない子どもを放置した行動は断罪されるべきであろう。

またほとんどが3歳以下であるので、言葉の発達も十分ではないため、親に「出ていかないで」や「イヤだ」とは言えなかったかもしれない。5例で居室への閉じ込めがあるが、事前の家出や迷子は、放置に対する子どもからのSOSだったのかもしれない。

なお性別では、男児4名女子6名で女児の方が多いが、事例を読む限り性差が事件に影響を及ぼしたとは思われない。

## (3) 加害者と年齢、結婚

加害者は9例中7例で母親であるが父親も2例あり、子どもの放置は母子家庭に限っているわけではない。しかも父親2例はどちらも母親が家を出て以降、一定期間男手で子どもを養育していた。しかし事例6では、認可外保育所と実家の支援があったが、どちらもの支援がなくなった時、事件が発生している。

一方母親の場合は、すべてがアルバイトや風俗等の不安定で低所得の中で一人で子育てを担っていた。このことは、杉山も川崎も「一人では抱えきれない養育の負担」(川崎 2019, 91-93) であり、「罪を負うべきは母親だけなのか」(杉山 2013, 86-88) と指摘している。つまり現在はひとり親の貧困問題は社会的

な注目を集め支援策も少しずつ充実しているが、それだけでは十分でない実態が推察される。

また事例3では母親が海外に出国して、14歳の姉が3歳児の養育をしていた。さらに事例5では母親が家に帰ってこない間、同居人が子どもの世話をしており、母親の養育放棄が事件発生の要因である。これらのことは、保護者が「育児を手伝ってもらっているから大丈夫」と言ったとしても、それが完全な安全を保障していないことを示唆している。

ところで加害者の年齢は20代が7人、30代が2人で、必ずしも若年ではない。それでも子どもの年齢と合わせてみると、20歳そこそこで第1子を出産している例が4例あり、また出産時に結婚していたのが5例ある。これらのことは、支援者は「若年（20歳未満）でもなく結婚している」ことで安心してはいけないことが示唆される。

#### （4）乳幼児健診

明確に乳幼児健診を受けていなかったのは5か月で死亡した事例5と不明の3か月の事例9であり、逆に事件前に1度は健診を受けていたのは7例ある。

一方、事件直前の健診を受けていたのは2例で、うち1例は保健師の再三の勧誘によるものであった。事例9は逮捕を伝えた新聞報道のため健診の記載がないが、今回の調査の結果からは「健診を受けていたので、今回未受診でも大丈夫」と安心できないことが示唆される。

#### （5）保育所の利用

明らかになっただけで6例が一度は保育所を利用しているが、全例で事件当時保育所の利用がなかった。このうち事例2では紹介された認可外保育所を1回利用しただけで続けての利用がなかったり、事例4では転居に伴い新しい住所地ではそれまで利用していた保育所への申し込みをしなかったり、事例6ではほとんど毎日利用していた認可外保育所に連れて行かなくなったりと、利用可能な状態でありながら保育所を利用せず、家庭内で子どもを放置し、事件に至っている。

特に事例6では、市が「軽度のネグレクト」と認定していながら「認可外保育所にはほぼ毎日連れてきているから大丈夫」と認識し、「何かあったら連絡するように」と依頼していたにもかかわらず、認可外保育園は登園していないことを市には連絡せず、市は事態の変化を把握できなかった。

このような状況から「保育所に通っているから大丈夫」とは安心せず、心配な事例では「2日以上欠席が続く場合は必ず連絡」などを保育所に具体的に依頼することの大切さが示唆される。

#### (6) ゴミ屋敷

今回の9例中5例で事件後の検証報告書では家庭内で多くのカップ麺の容器や空のペットボトルについての記載がある。例えば事例8ではベランダまでゴミ袋が積まれている状況がテレビのニュース映像で流された。

筆者の調査でも市町村が対応したネグレクト事例のうち約2割程度が「ゴミ屋敷状態（安部ら2016, 50）」であった。しかしゴミ屋敷状態のネグレクト家庭の子ども達がすべて放置による虐待死に至るわけではない。また家庭内の不衛生な状態は外部からは分かりづらい面もある。

これからは想像になるが、子どもへの養育に意欲を失った保護者が、同時に家の中の片付けや清潔の保持に意欲を失うことは容易に想定される。

このように考えると、「子ども放置の情報」があり、家庭訪問すると「ゴミ屋敷状態」であった場合、子どもの安全が放置されている可能性を考慮する必要性が示唆される。

そうであるなら、市町村や児童相談所が調査で家庭訪問する場合には、生活状況の清潔保持を確認するだけでなく、ゴミ屋敷状態の中で暮らす子ども達が放置されていないかの確認が必須となる。また外からもわかるゴミ屋敷状態の住居に子どもがいる場合は、民生児童委員等地域の関係者に対して「虐待発見の一つのサイン」であることの広報が必要になるかもしれない。

#### (7) 以前からの放置と外からの封鎖

事例2の母親が子どもが外出しないようにガムテープで固定していた報道は

知られている。また事例8の母親は子どもの出入りにソファを立てかけ、出入りできない状態にしていたことも報道されている。両者とも以前に子どもが母親不在中に家の外に出て保護された経験から、母親不在時に子どもが出れないようにしていたことが検証報告書に示されている。事例2で児童相談所がマンションの部屋の玄関から様子をうかがっても「静まり返っていた」ので「本当に親子がいるのだろうか」と疑っている（杉山2013, 44）が、今後の児童相談所の調査では、このような「閉じ込め」も想定して状況を判断する必要がある。

ところで事例6では事件の直近での放置は2日間であるが、事件前の数週間にわたってわずかな食料を残して頻繁に子どもを放置していた実態がある。

今回の調査として抽出された9例のすべてで、事件の時だけでなく、それ以前から子どもの放置が行われており、事例8のように事件以前に3日間不在にしても大丈夫だったことが放置のエスカレートにつながっている。

これらのことから「子どもの放置はエスカレートし長期化する可能性が高い」ことが示唆された。逆に言えば、放置の情報が入った場合には、その時点の放置期間だけで対応を判断するのではなく、今後放置が長期化する可能性が高いことを念頭に対応を考慮する必要がある。

## （8）放置期間と放置時の養育者の所在

放置期間は10時間以上から約50日まで差があるが、その内容は大きく2つに分けられる。

### 1) 仕事に伴う1日未満の放置

事例4と事例9は、放置時間は16時間、20時間と1日以内であるが、どちらも暑い時期の熱中症が疑われている。両者ともその間、仕事での不在とされている。また窓を開ける等の配慮も一定程度見られる。ただ、仕事で不在にするにもかかわらず保育所等には預けず、過去にも同じように長時間の家での放置は行われており、「これで大丈夫」という悪い意味での成功体験が放置を継続させたと考えられる。

## 2) 2日以上の異性への逃避

事例1、事例2、事例6、事例7、事例8の5例は、家庭での不在が2日以上で、その間異性のところに行ったり行動を共にしている。事例5も正確な情報はないが、その可能性が高い。先のゴミ屋敷状態であった5例とも、このグループに属する。

この結果からは因果関係は分からないが、子どもを2日以上放置して家の清潔保持に関心を失うことと、異性への関心の移行は相関関係にあることが推察される。

## (9) 市町村、児童相談所の関与

9例中4例は児童相談所の関与があったが、事例1は以前に迷子で保護、事例2は数回の通報があって調査をしたが母親に会うことができなかった。事例3では以前、母親の放置で子どもを施設措置したが、引き取り後の対応は市に任せていた。事例4では市からの情報で1度面接しているが、継続的なかわりはない。

一方、事例6では、市が要保護児童対策地域協議会での管理ケースとして把握していながら、「軽度のネグレクト」と判断し、子どもの所属機関である認可外保育園に「何かあったら」と依頼したまま、事件発生まで状況確認が行われていなかった。

また事例2では虐待を疑う通報があって家庭訪問を試みるが、居住者が特定できなかったため、児童相談所の接触はなされないままであった。また事例8では健診未受診が発覚して保健師の家庭訪問が行われたが母親に会えないまま事件が発生している。

つまり6例は、行政の関与があるが「直ちに明確な危険な状態」ではない状態の中で事件が発生している。このことから「軽度のネグレクト事例であっても常に子どもの死亡リスクを考慮する必要性」が示唆される。

他方3例は市町村も児童相談所も関与がなかった。先の「以前からの放置」がすべての事例で見られたことを考えると、①「放置（家出や迷子を含む）は子どもの危険の指標」であり、②「放置はネグレクト、つまり虐待としての通

報が必要」であることの広報の必要性が示唆される。

#### （10）発見の経緯と親の認識

発見の経緯から親の認識はいくつかのパターンが想定される。

1つ目の事例1と事例2は親からの通報がなく、児童相談所の相談や異臭の110番通報から警察が家庭内に立ち入り、子ども達の死亡を発見している。どちらも死後2か月から数年と長期に放置されており、親も「子どもの死を確信しながら逃走」していたと思われる。

2つ目として、事例8は母親自ら119番通報しているが、その通報は帰宅後50分後である。その間オムツを変えるなど、放置を隠ぺいする行動を行っている。つまり放置で子どもが死亡したことを自覚しており、救急要請も自己保身のためと思われる。さらに事例6も、自分でパンの袋を破る力がなほ衰弱している子どもにわずかな食料だけ渡し、数日帰宅していない。子どもの死亡を十分に予想される状態での放置である。どちらも少しの食料を残すなど「少々ヤバイと思いながら『死ぬとは思わない』で数日異性の元へ逃避」を繰り返し、「まだ大丈夫」と思っていたと想像する。

3つ目の事例4と事例9は、帰宅後の発見後すぐに親が自分で119番通報している。どちらも10時間以上の放置ではあるが、以前から子どもを家に置いて仕事に行っており、窓を開ける、扇風機を回す等の配慮は見られ、生活するうえで放置は仕方がなく「死ぬとは思わなかった」という言葉は母親の認知であったと思われる。

さらに4つ目の事例3は14歳の姉に、事例5では同年齢の同居人に子どもの養育を委ね、自分は長期に家を出ている。両事例とも養育を委託された姉や同居人が子どもの死の第一発見者である。もしかすると親は「養育を頼んでいたので子どもが死ぬとは思わなかった」と認識していたかもしれない。

このように考えると、子どもを放置する親の認識のタイプは、①「死んでも仕方がない」と思う『遁走・遺棄型』、②「まさか死ぬとは思わない」で数日異性の所に行く『現実逃避型』、③仕事で仕方がないが一定の配慮をしているので「死ぬとは思っていない」『長時間就労型』、④人に「預けているから大丈夫

夫」と無責任な『不適切委任型』、などのタイプが考えられる。

是枝裕和監督の映画「誰も知らない」で出てくる母親は、新しい男性と生活するために子どもを残して家を出る、まさに本研究の「シングル親の放置」がテーマの映画である。最初はお金等を届けていたが短期間でお金が届かなくなり、残された子どものうち幼い子が死亡という実際に起こった事件をモチーフに制作されたことは知られている。この母親は、②の「現実逃避型」の典型と考えることができる。

#### (11) 放置死防止のために

表1を改めてみると、ひとり親の放置死は決して偶然に起こるものではなく、子どもの虐待死の一つのタイプであることが明確になった。

筆者の過去の分析でも、「夜間保護者不在」は小学生以降多くなるが、0～2歳でも市町村が対応したネグレクト事例の約15%でみられ（安部ら2016, 45）、死亡には至らない「放置」はかなり広く存在することが推定される。

杉山は子どもを抱えた若い母親が子どもを育てていくことの困難さを指摘しているが、事例4や事例9のように、幼い子どもを家においてでも働かざるおえない母子家庭の貧困問題という日本の現状の改善なくして、このような悲惨な事件が続くことが推察される。

また仕事と家事と育児を一人で対応しなければならないひとり親家庭への支援の少なさも「育児に疲れ現実逃避」して子どもの放置につながっていると推察される。

一方、今回の調査では父親も2例あり、どちらも定職につき一定の収入はあったと思われる。しかし母親（妻）が家出をしてから、急速にライフラインが止まった状態で生活を続けた後に放置した事例1と、認可外保育所や実家の支援により一定の生活が続けられた事例6は、少し違うように見える。それでも事例6は、その両方の支援が無くなった途端に子どもが亡くなっている。つまり父子家庭での放置を防ぐには、親子への日常生活支援が重要と思われる。

ただ事例1では母親（妻）の家出後の家の中の荒廃は、父親の生きる気力の喪失とも考えられ、その「寂しさ」が放置時に異性があがっていることに結び



付くのではないか。つまり「子育てに疲れ、寂しさが募っている時期に異性との出会いをきっかけに放置が始まる」ことが現実逃避型の原因とも考えられる。

多くのひとり親家庭で養育している母親や父親は、精一杯努力し、子どもを放置することなく育てている。そのため子どもを放置する親は特別な存在で、「許されない行為」と報道され、「特別な存在」として社会的な非難を受ける。しかし「一人の問題を社会の問題として認識する」というソーシャルワークの基本的な考え方からすると、今回検討した9例を通して日本が抱えるひとり親の課題や支援の乏しさが浮き彫りになった。

つまり、①母子家庭への経済面・生活面での困難、②父子家庭への生活面での困難、③シングル親への支援の質量両方の不足、④シングル親の寂しさ等の社会的孤立、などが課題として考えられる。

## 7 結論

センセーショナルに報道されるひとり親の放置死は、報道や検証されている数よりも多い可能性が示唆された。その背後にある要因の一つが母子家庭の貧困と社会的孤立であった。子どもを抱え、誰の助けも受けずに子どもを育てていくのは並大抵ではないことは、杉山や川崎など以前から指摘されている。また父子家庭では養育支援の必要性が浮き彫りになった。さらにシングル親が感じる「寂しさ」も生活とは別の重要な考慮要因であろう。

ただ今回の検討の結果、多くの事例で、養育者は子ども出生後のしばらくの時期は健診を受け保育所等の支援を受けながら、けなげに子育てをしていた。

しかし事件直前には健診を受けず支援サービスの利用を辞めている。またゴミ屋敷状態の事例も多く、ある時期から子どもへの養育に疲れ、子どもの放置と家庭内の清潔を放棄しているように思われる。ある母親は「育児に疲れた」と述べているが、今はやりの言葉で言えば、ある時期からポッキリと「心が折れた」のかもしれない。

また一人で子どもを育てることの大変さと同時に「寂しさ」が異性に心が引かれ、子どもの放置が始まるのかもしれない。

さらに、すべての事例が、事件当日の子どもの放置だけでなく以前からの放置があった。そして放置の時間はエスカレートしていく。

これらのことから、子どもの放置の情報だけでなく、健診未受診やゴミ屋敷などの情報をていねいに調査し、「まさか死ぬとは思わない」状態でも最悪の事態を想定した市町村や児童相談所の対応により放置死を少しは防げる可能性が示唆された。

### <参考文献>

- 安部計彦、加藤曜子、三上邦彦（2016）「ネグレクトされた子どもへの支援—理解と対応のハンドブック」、明石書店
- 朝日新聞（2013）「『日常的に置き去り』母親が供述 さいたま・脱水症で1歳死亡／埼玉県（2013年9月13日）」<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>（2020年11月4日取得）
- 朝日新聞（2019）「『3日間帰らず放置』2歳娘を死なせた疑い、母親逮捕（2019年7月1日）」<https://www.asahi.com/articles/ASM712H6TM71UNHB001.html>（2020年11月4日取得）
- 朝日新聞（2020a）「放置容疑の女、「仕事へ」供述 東京・乳児死亡（2020年7月26日）」<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>（2020年11月4日取得）
- 朝日新聞（2020b）「3歳女児死亡、母親起訴 保護責任者遺棄致死罪 東京地検（2020年10月24日）」<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>（2020年11月4日取得）
- 群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会〔児童死亡事案検証委員会〕（2014）「群馬県児童死亡事案検証報告書」
- 岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会（2019）「児童虐待による死亡事例検証報告書」
- 神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会（2014）「児童虐待による死亡事例調査検証報告書」
- 神奈川新聞（2014）「『パパ、パパ』…厚木・男児放置死：暗闇、孤独、衰弱、わずか5年のいのち（2020年7月11日）」、<https://www.kanalpcp.jp/article/entry-48691.html>（2020年11月4日取得）
- 桂田恵美子（2019）「育児放棄（ネグレクト）と伝統的性役割観：「武豊町3歳児餓死事件」と「大阪二児置き去り死事件」から見えてくること」日本ジェンダー研究（22），53-62
- 川崎二三彦（2019）「虐待死」岩波新書
- 宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会（2015）「児童虐待等死亡事例検証報告書（平成26年6月発生死亡事例について）【概要版】」
- 西日本新聞（2015）「縦割り行政 母子孤立 都城市乳児遺棄致死、母親に実刑「特定

- 妊婦」対象ならず 情報共有へ連携を強化」<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/287438/>（2020年11月4日取得）
- 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会（2010）「大阪市における乳児死亡事例検証結果報告書」
- 大田区（2020）「大田区における3歳女児死亡事例検証報告書—今後の取り組み及び強化策に向けて—」大田区
- さいたま市社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会（2014）「児童虐待死亡事例等検証報告書」
- 杉山春（2013）「ルポ虐待—大阪二児置き去り死事件」ちくま新書
- 東京新聞（2020a）「「のんたん」は泣いて疲れて眠って衰弱した… 母親も育児放棄を経験、蒲田3歳女児死亡2020年7月11日14時00分」<https://www.tokyo-np.co.jp/article/41827>（2020年11月3日）
- 塔野岡剛（2020）「冷蔵庫で扉をふさぎ、交際相手のもとへ…仙台2歳児放置死公判から見えてきた育児放棄の実態」産経新聞、<https://www.sankei.com/premium/news/200325/prm2003250006-n1.html>（2020年7月11日）